

届出の必要な行為

緑の保全地区内において下記の行為を行う場合には事前に届出が必要になります。

緑ゆたかな美しいまちづくり条例第34条第1項より

- (1) 木竹を伐採すること。
- (2) 建築物その他の工作物を新築、改築又は増築すること。
- (3) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他の土地の形質を変更すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、当該緑の保全又は緑化の推進に影響を及ぼすおそれのある行為をすること。

ただし、次にあげる通常管理行為、軽易な行為については必要ありません。

- ① 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採
- ② 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
- ③ 木竹の伐採を伴わない建築物その他の工作物の新築、改築又は増築で、その部分に係る面積が10平方メートル以内の行為
- ④ 木竹の伐採を伴わない面積が10平方メートル以下の土地の形質の変更で、高さが1.5メートルを超えるのりを生じる切土又は盛土を伴わない行為
- ⑤ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- ⑥ 非常災害に伴う必要な応急措置のためにやむ得ず行う枝幹の切除
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、地区ごとに定める緑化基準に応じて、緑の保全に影響を及ぼすおそれがない行為